

## 防衛医科大学校病院規則第16号

防衛医科大学校病院光学医療診療部運営規則を次のように定める。

平成16年12月1日

防衛医科大学校病院長 長 谷 和 生

### 防衛医科大学校病院光学医療診療部運営規則

改正 平成23年12月27日規則第7号  
平成28年4月1日規則第13号

(目的)

**第1条** この規則は、防衛医科大学校病院光学医療診療部（以下「光学医療診療部」という。）の円滑な運営を図るために必要な事項を定めるものとする。

(光学医療診療部の診療)

**第2条** 光学医療診療部は、内視鏡による検査及び治療並びに管理指導を総合的に行うものとする。

(各診療科との協力)

**第3条** 消化器内科、感染症・呼吸器内科、上部消化管外科、下部消化管外科、肝胆膵外科、泌尿器科、耳鼻咽喉科、産科婦人科、検査部、救急部、総合臨床部、看護部、医療安全・感染対策部は、光学医療診療部の運営が円滑に行われるよう協力するものとする。

(運営委員会)

**第4条** 光学医療診療部の円滑な運営を図るため別に定める運営委員会を置く。

(委任規定)

**第5条** この規則に定めるもののほか、光学医療診療部の運営に関し必要な事項は、前条に定める運営委員会の議を経て光学医療診療部長が定めるものとする。

**附 則**

この規則は、平成16年12月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成23年12月27日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成23年12月27日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成28年4月1日から施行する。